

基本情報

案件名:第5次伊万里市障がい者計画、第8期伊万里市障がい福祉計画、第4期伊万里市障がい児福祉計画の策定について

<p>現状</p>	<p>障害者基本法第11条第3項に基づく「第4次伊万里市障害者計画」(計画期間:令和3年度～令和8年度)、障害者総合支援法第88条に基づく「第7期伊万里市障がい福祉計画」(計画期間:令和6年度～令和8年度)、児童福祉法第33条の20に基づく「第3期伊万里市障がい児福祉計画」(計画期間:令和6年度～令和8年度)の計画期間が終期を迎えるため、同計画を改定する。 計画の策定に当たっては、国(こども家庭庁及び厚生労働省)が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に則し、当事者アンケートなどの実態調査を踏まえ、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的な事項やその目標を定める必要がある。</p>
<p>問題点、課題</p>	<p>サービス利用者の重度化・高齢化・長期化や、地域生活移行の促進と住まいの確保、障がい児支援の質と量の確保、就労支援と経済的自立、虐待防止と権利擁護など、障がいのある人が地域で安心して暮らすための基盤整備や、時代の変化に対応した新たなニーズへの対応など、多くの課題や問題点が存在する。</p>
<p>施策の策定にあたっての考え方</p>	<p>現計画の取組み評価に加え、最終年度である令和8年度に障がい者に対してアンケート調査を実施し、障がい者の意向や意見を聴取するとともに最終評価を行う。その結果を踏まえたうえで、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的な事項やその目標を定める第5次伊万里市障がい者計画、第8期伊万里市障がい福祉計画、第4期伊万里市障がい児福祉計画を策定する。</p>